

全国大学病院輸血部会議規約

平成 23 年 10 月 20 日制定

(名 称)

第 1 条 本会議を全国大学病院輸血部会議と呼ぶ。

(目 的)

第 2 条 本会議は、輸血医学に関する教育・啓発活動に係わる問題、輸血療法（細胞療法を含む、以下輸血療法と言う）全般に係わる問題、輸血部門の管理運営に係わる問題を討議し、院内外における輸血療法の改善向上に資することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会議は、全国の国立、公立、私立の大学病院（分院及び医学部附属病院を含む、以下大学病院と言う）の輸血部門に属する医師と臨床検査技師及び大学病院の職員等で構成される。

(事務局)

第 4 条 本会議に常置的な事務局を置く。

(幹 事)

第 5 条 本会議に幹事を置く。本会議の幹事は、代表幹事 1 名と副幹事若干名からなり、本会議の出席者の中から選出し本会議の承認を得る。任期は概ね 2 年間とし、再任を妨げない。幹事は、当番病院の推薦を含む本会議の開催に係わる諸事について当番病院に助言する。

(当番病院)

第 6 条 本会議の開催に係わる準備を行い本会議を開催する。

(会 議)

第 7 条 本会議は、その目的を達成するため当番病院を中心として年 1 回本会議を開催する。

(会議参加)

第 8 条 本会議には、第 3 条で示した組織の構成員が参加し、文部科学省代表者、厚生労働省代表者、日本赤十字社代表者等に会議参加を要請する。

(運営費)

第 9 条 本会議開催の運営費として、第 3 条で示した組織の構成員の参加者一人当たり金 5,000 円を会議当日徴収し当番病院がこれを経理する。

(議 決)

第 10 条 本会議の議決は、出席者の過半数をもって議決する。

(提 言)

第11条 本会議は、輸血医学に関する教育・啓発、輸血療法、輸血部門の管理運営に係わる重要な事項について提言を行うことができる。

(下部組織)

第12条 本会議に附随する下部組織を置くことができる。下部組織の規約等は、別途定める。

(規約の改定)

第13条 本規約を改定する場合には、本会議で討議し出席者の三分の二以上をもって議決する。

全国大学病院輸血部会議細則

(議長)

第1条 本会議の議長には、当番病院の輸血部門の部長またはそれに代わる者が就任する。

(幹事)

第2条 規約第5条に定める幹事の任期は、本会議終了翌日から翌々年の本会議終了日までとする。

(会議参加)

第3条 規約第3条で示した組織の構成員の参加については、1病院当たり数名までとし、輸血部門の部長または副部長、輸血部門を代表する臨床検査技師、その他の輸血部門に密に係わる職員が参加することとする。

(陪席)

第4条 文部科学省代表者、厚生労働省代表者、日本赤十字社代表者等は、陪席に着席する。

(運営費)

第5条 本会議の収支が赤字の場合、赤字分は当番病院が負担する。

(会計)

第6条 本会議の収支は、次回の本会議で報告する。余剰金が出た場合には、次回の本会議の費用に充当する。

(事務局)

第7条 事務局の業務については、別途定める。